## 第16回 道州制ビジョン懇談会

平成20年3月4日(火)

内閣官房 副長官補室(道州制ビジョン)

○江口座長 時間が参りましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第16回会合 を開催します。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。

最初に申し上げますが、今回も中間報告の取りまとめに向けた議論を行いたいというふうに思っております。自由闊達な議論を行っていくということのために、非公開とすることが適当であると、これは座長としての私の考えで、非公開とさせていただきたいというふうに思っております。そして、会合終了後に、私の方からブリーフィングを行うということ、それとともに、議事要旨については公表させていただきたいというふうに思っております。

まず、今日は、増田大臣に最初から御出席いただいておりますので、大臣にお話をいた だきたいと思います。よろしくお願いします。

○増田大臣 どうも皆様、御苦労さまでございます。

ちょうど3月になりましたので、このビジョン懇で中間的な議論のおまとめをいただく時期になってまいりました。よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。今まで大分、回数を重ねてきていただいておりますので、そうしたことを踏まえまして、議論の取りまとめをしていただきたいと。そしてまた、それを受けて、これからさらに国民の皆さん方の理解を深めていく、こういうことになりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今まで大分、お時間をいただきまして、また江口座長にも、いろいろお骨折りをいただきまして進めてまいりましたのですが、道州制の実現というのは、国の大きな体制の変革につながることでございますので、非常に幅広い論点があると思います。この中間的な取りまとめで方向性をお示ししつつ、残された課題については、その後、議論を深めていく、こういう段取りになろうかと思いますが、いずれにしても、今までの調査の結果などでも、まだ十分に概念がまとまっていないという部分もございましたので、そういうことをしっかりとまとめていただくということ意味合いが、今回の中間報告ということであろうというふうに思います。

あともう少しのところまで来ているというふうに思いますけれども、また江口座長を初め委員の皆さん方に、なお一層の御指導をお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○江口座長 どうも大臣、ありがとうございます。

前回の懇談会における意見、及び前回御欠席の委員などからいただいた御意見を踏まえまして、道州制ビジョン懇談会中間報告(案)を作成いたしました。これについて、御議論をお願いしたいと思います。

資料2を見ていただいたらおわかりだというふうに思いますけれども、随分と皆さん方の御意見を取り入れさせていただきまして、かなり修正しております。そういうことで、

御意見のある方は御発言をお願いしたいというふうに思うわけでありますけれども、準備の都合上、当日配布になってしまいましたので、これからこの部屋の時計で15分、あと10分間お読みいただいて、御議論をスタートさせていただきたいというふうに思います。

なお、本資料につきましては、会議終了後、すべて回収させていただきたいというふうに思っております。最終的に、回収というふうに考えさせていただきましたのは、どこからか資料が漏れる、漏れたというようなところもあったかと感じられますし、善意でもって周囲にお見せになった方もおいでかもしれませんけれども、新聞紙上で載ったというようなことから、やはり中間報告の大臣に報告する前に外部に流れていくというのは、これは大変、大臣にも失礼だというふうに思いますので、私の判断で、会議終了後、この資料についてはすべて回収させていただきたいというふうに考えた次第です。よろしくお願いします。

では、これから10分ほどということで、御覧いただきたいというふうに思います。どうぞお読みいただきたいと思います。

○江口座長 途中で恐縮ですけれども、見え隠れの青い方ですけれども、下線は、新しく皆さん方の御意見を入れて書き加えたもの、それから真ん中に線を引いているものは、これも皆さんの意見に基づいて消しているというものですので、同じ青線で読みにくいかもしれませんけれども、そういうことでよろしくお願いいたします。

○江口座長 すみません。また途中で恐縮ですけれども、本日御欠席の石井知事から、今日の懇談会で配付してほしいという資料が漏れておりましたので、申しわけありませんけれども、今お配りしますのでよろしくお願いします。1枚の紙ですので、すぐお読みいただけるというふうに思います。

○江口座長 10分もかなり過ぎましたので、誠に恐縮でございますが、この辺で読んでいただく時間は終わらせていただくということで、それでは御意見のある方、御発言をしていただきたいというふうに思います。

どうぞ、金子委員。

○金子委員 最初に、座長が大変努力なさっていたということは十分認識できますので、 その点について感謝を申し上げると同時に、やはりこの委員会において出た議論の中で、 まだあまり討論していない重要事項が幾つかございます。それらについて、両論併記の形 で残す方がよいという意見を述べられている委員も数人ございます。

したがいまして、この今日の懇談会で、そういう変更必要な点につきましては、合意が得られるならばなるべく合意し、両論併記がない方が効果的であるということはわかりますので、なるべくそちらにするといたしましても、どうしても取り入れることができないとして拒否されることがあるとすれば、それは両論併記に持っていくということを、まず御確認いただきたいと思います。

それから第2に、この最後のページになりますが、せっかく政治が試行錯誤を繰り返しながら、非常に困難な環境の中で、ようやくし遂げた道州制特区推進法、これが大変な多くの欠陥を持っていることについては、何人も承知しているわけです。

しかしながら、これがやはり新しく一歩を進めるための橋頭堡になったということについても、これまた認めることができることであります。

にもかかわらず、いかにも否定的な論調でここにこういう文章を置くということは、中間答申自体の存在に対して、一番大事な政治力を発揮してもらわなければならない集団に対して、誹謗するような印象も与えかねないということがありますので、これは削除していただきたいということが第2であります。

- ○江口座長 27の道州制……
- ○金子委員 (2)です。「特定公共段団体について」というところは、全部削除でございます。
- ○江口座長 (2) ですね。(2) を削除?
- ○金子委員 ええ。

それからさらに、「8. 道州制の導入プロセス」でございますが……

- ○江口座長 何ページですか。
- ○金子委員 23ページ。道州制導入のプロセスについては、まだ実の入った議論を、山東さんとか私とかからは、ある程度の問題提起はしておったわけでありますけれども、それに関して、この委員会で十分に可否の問題について議論した経験がございません。経験のないまま、それらの議論を全く無視した姿で導入のプロセスをかかる形で出しているということは、今後の議論にも差し支えますし、何よりも、この道州制を実現することなく単なるビジョンを提示しただけの、1960年代にはやった、そして死んでいった、ドクロを積み重ねてきた道州制論議の系列に、またもや入るのではないかという懸念を覚える次

第であります。

したがいまして、この道州制の導入プロセスについては、本日ここで、ある程度の修正、 それからその導入がなされるのでない限りは、この(1)のみにいたしまして、なお具体 的なことについては、専門委員会をつくって審議するというふうなことをおつけ加えいた だき、(2)の「国民理解の促進」以降、道州制基本法、特区の関係に至るまで、これは 一応、修正ないしは削除というふうにしていただきたいと考える次第です。

- ○江口座長 わかりました。一遍、検討してみます。 ほかに。どうぞ、村上委員。
- ○村上委員 今の金子委員のお考えが、ちょっとフォローできなかったんですけれども、31ページの本文の「特定広域団体について」、ここを削除するということでございますかね。 (2) の「特定広域団体について」という記述を削除するという意味でございましょうか。
- ○江口座長 村上委員、27ページ?
- ○村上委員 両論併記をしろということで、あるいは、するかしないかを検討すると言われた中で、特にこの「特定広域団体について」の記述を全部削除と。
- ○江口座長 黒い方を見ていただけますか。
- ○村上委員 すみません。今、こちらの方だけで言っていたんですか。
- ○江口座長 ええ。黒い方で、今、話を進めていますので。
- ○堺屋委員 資料2ですか。
- ○江口座長 ええ、資料2の方で。
- ○村上委員 資料2の方ですね。それの31ページ。
- ○長谷川委員 見え消し版なのか、見え消し版ではないのか、どちらですか。見え消し版 のことをおっしゃっているんですか。資料2は、見え消し版と2つあるから。
- ○江口座長 黒い方ですよ。
- ○村上委員 こちらの方か。黒い方で、今、やっていらっしゃる?
- ○江口座長 ごめんなさい。青い方ではなくて、黒い方の資料2です。すみません。
- 〇村上委員 すみません。そうすると、27ページになるんですけれども、(2)の「特定広域団体について」の記述を、全部削除するようにという御意見でございましたでしょうか。
- ○金子委員 そうです。のみならず、8. 以降のところについては、(1)のみ書きまして、その最後の方に、これらは専門委員会でなお検討するという文言を入れていただき、あと、(2)の「国民理解の促進」以降については、修正があればよろしいが、ない場合は削除、こういうことです。
- ○村上委員 私は、その辺については大変異論がございまして、この特定広域団体の記述 について……
- ○江口座長 異論があるというのは、金子委員の御意見に異論があるということですね。

○村上委員 ええ、これを削除することについてですね。

むしろ、この記述自体があまりにも簡略化されているので、私が申し上げたいことは、 広域連合の記述が一切削除されてしまったということで、27ページの(2)の3行目からの「そのため、特定広域団体となるための条件を、「3都府県以上の合併」に限るのではなく、2都道府県の合併等にするなど、」というふうに書いていただいているんですけれども、2都道府県の合併に限らず、「合併」に加えて「合併や広域連合等によるものも可能とするなど、緩和することを検討すべきである」と、「広域連合」を一言、あれだけ議論が出たと思いますので、ぜひ入れていただきたいというふうに思います。私は、むしろ入れるべきだという意見なんですけれども。

○江口座長 なるほど。広域連合を削除したのは、広域連合がそれぞれの地域における任意団体的な任意で行われているところで、例えば関西広域連合というのは、関西が、言ってみればその地域で進められているということで、ですから、それは進めていただいていいんですよ。だから、関西広域連合は進めていただいていいですけれども、中間報告に、表現がちょっと見つからないのですけれども、個人的にというか、私的に行われている関西広域連合みたいなもの、それはここに載せるべきではないのではないかという御意見もあったということですね。

○村上委員 ええ。しかし、この「2都道府県の合併」とかというのがもし出てきたとしても、これはある特定地域が出てくる、候補として挙がってくるという話ですから、そこは同じことだと思うんですけれども、ここの例示をこれだけにとどめるのではなくて、これはそういう意見があったという単なる事実の記述でございますので、そこに一言、つけ加えておいていただきたいと。関西では、御案内のとおり、相当そういう意見で行動として進めておりますので、ぜひ入れていただきたい。

○江口座長 これは、ちょっと検討させてもらいます。 ほかに。どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 金子さんの先ほどの御意見に質問ですけれども、両論併記とすべきという中身の部分がどこを指しているのかという点と、それから23ページ以下、(2)の「国民理解の促進」以降を全部削除ということですが、具体的にどこの部分が問題だと思って、全部削除というふうに言っていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞きします。

○金子委員 全体としての印象は、道州制特区推進法という我が国において「道州制」という言葉を冠した最初の法律であり、かつ、これは使いようによっては、自治体なり国なりが実践しながら国民啓蒙を促進していくということについて、大変有効な法律なんですね。つまり、従来、道州制がいつもお蔵入りになった理由は、壮大なビジョンは提示されますが、何ら自治体も国も動かないということが原因であったと私は考えております。

したがいまして、この道州制特区推進法というのは、改正して使い心地のよいものに変えさえすれば、各地域が動き出してこれを採用し、そして、国と地方による相乗効果の道州制の前段階のブロック形成が可能になっていくわけですね。そういう効果を持っている

法律にもかかわらず、そのことについては何ら触れることなく、単に名前だけが出たんだという程度の書き方になっておりますので、国民に対して非常な誤解を与えるおそれがあるということで、この(1)のここがこういうふうに、今まで国が8代の内閣の下においてすら途切れずに遂行してきた地方分権のための改革の動きを、そのまま全面的に肯定し、さらにそれを推進するような形で、今までにでき上がった諸制度を最大活用していくということによって、道州制を一斉に実施する時期までの間に、所要の準備段階を各地域と国とが共同効果によって築き上げていく、こういう仕事が大事だと考えるために、そういうことに一切触れていないこのくだりは、国民に対して誤解を与えるおそれがある。

したがいまして、「現行制度下ですべきこと」として、ここに書いてあることの下に、 さらに専門委員会をつくって検討するということを入れて、あとは一切、不十分ですから、 誤解を与えないために消してしまうか、あるいは消さないならば、所要の改正を入れた方 がよろしかろう、こういう意見でございます。

- ○長谷川委員 その特区推進法の話と、それから23ページ以下の記述が、矛盾するというお考えなんですか。
- ○金子委員 私は、ここに意見を出してあります。
- ○長谷川委員 先ほど、ちょっと読ませていただきましたけれども。
- ○金子委員 ここのところでもって、棒線を入れて全部書き込んであります。それをお読みいただけると、こういうふうに改正するなれば残したままでよろしいということがおわかりかと思います。

例えば、「国民理解の促進」の方でも、単に啓蒙だけ、あるいはアンケートをとるだけ、そういう方法では、従来も大いにやってきていて効果がなかったわけでありまして、やはり具体的に自治体なり、今、九州や、あるいは沖縄や、あるいは関西でいろいろ動いてきているわけですが、そうやって動いてきているものを表に出し、これを正面から肯定し、さらに促進するような手段、手だてを講じていくということによって、初めて国民は啓蒙されていく、理解することができるようになる、こういう考え方の下に、これは書かれております。

- ○長谷川委員 ちょっと確認なんですけれども、おっしゃられたことは、別紙意見の21ページのところですか。
- ○堺屋委員 資料3ですかな。
- ○金子委員 一番後に来た、資料3ですね。
- ○長谷川委員 資料3の何ページのところでしょうか。
- ○金子委員 21ページですね。
- ○長谷川委員 21ページのところですね。なるほど。

すると、冒頭おっしゃられた両論併記云々という話は、ここのことを指しておっしゃっていらっしゃったんですか。

○金子委員 ええ、これから終わりに至るまで。ですから、一番終わりの「(2)特定広

域団体について」は、全面削除ということにしてあります。お読みいただきたいと思います。

○江口座長 金子委員のおっしゃることもわかりますし、また、その金子委員と異なる意 見もありますので、なかなか難しいところですけれども。

どうぞ、鎌田委員。

- ○鎌田委員 幾つか申し上げたいことがありますけれども、とりあえず、かいつまんでお話しさせていただきますが……
- ○江口座長 鎌田委員の提案は、一生懸命入れましたよ。
- ○鎌田委員 特に、初めとか理念・目的のところに関しては、前回とは大分違うというのですか、本当に同じ座長がまとめられたのかなと、ちょっといぶかしむぐらいに……
- ○江口座長いや、まとめましたよ。何をおっしゃいますやら。
- ○鎌田委員 非常に練れたまとまった文章になっているなと思って、感心させていただきました。
- ○江口座長 いや、5日間、徹夜したんですから。何をおっしゃいますやら。
- ○鎌田委員 その上で、何点か申し上げさせていただきたいんですけれども、金子委員からもありましたが、やはり意見が違っているところに関しては、両論併記するというところに関しても認めていただきたいということを、私も申し上げたいと思います。

私は、具体的には、幾つかありますけれども、1点だけ申し上げさせていただきますと、この報告案、案文は、「地域主権型道州制」ということで全面的に掲げる形でまとめられているわけですけれども、私はかねてから、やはり道州制というのは究極の地方分権なんだという視点で考えてきておりまして、そういう視点から、やはり日本はこれから「分権型国家・分権型社会」を目指していくんだということを、かねて申し上げさせていただいておりますけれども、この「地域主権型道州制」という言葉に関しては、私は、非常に法的な意味合いというのは曖昧なのではないかなというふうに考えておりまして、しいて「地域主権型道州制」というのを入れるのであれば、「分権型国家・分権型社会」と並列で入れていただきたいという、ここのところに関しては、ぜひ両論併記でお願いしたいと思います。

それから、専門委員会が、税財政のところと、それから基礎自治体を含めた区割りということでしたかと思いますけれども、そういうところに関しての専門委員会の設置というのは、これまでそこのところに関しては、議論はあまりしてこなかったわけですね。それで、岡山県の石井知事から、税財政に関して、「外部の専門家も交えた小委員会を懇談会内に設置することを提案」するというふうにありますので、こういう提案があったということを税財政のところに書き込めばよいのかなというふうに私は考えます。特に、財政調整に関しては、この案文では、とにかく道州で水平的にやるんだ、国は口を挟ませないというような視点があるのかなと思いますが、意気込みとしてわからないわけではないんですけれども、現実には地域間格差がかなりあるというのが前提にならざるを得ないだろう

と思いますので、そういう意味では、やはりそこのところに関しては、きっちり国の責任も果たさせるという視点で、「原則」という言葉であれば、まだわからないわけではないんですけれども、いずれにしても、そういうところからいえば、この案文では、もう水平でやるんだ、それを専門委員会で検討するという前提になっているかと思いますので、そこのところはもう少し、それこそ専門委員会、小委員会で、石井知事の御提案のように検討するということぐらいでよいのではないかなというふうに思います。

それから、基礎自治体のことにまで、ここの懇談会がどこまで口を挟んでよいのかというのは、私もちょっと、「こんな形で専門委員会をつくって議論するよ」とうたってしまってよいのかなと。そこに関しても、もう少し今後の検討課題というような形でも、現段階ではよいのではないかなと。

とりあえず、これだけです。

- ○江口座長 堺屋先生、どうぞ。
- ○堺屋委員 今、鎌田委員のおっしゃったのは、「分権型社会」と「地域主権型社会」と 2つあるという両論併記ですか。その「分権型社会」という概念がよくわからないんです が、それをちょっと御説明いただきたいんです。
- ○江口座長 鎌田委員、どうぞ。
- ○鎌田委員 要するに、中央集権を、今、打破しなければいけないということで、文字どおりいろいろな場面で議論されているわけですので、私としては、この前段に書かれているような中央集権の体制を打破するんだということに関しては、全く同じなんですね。ですから、今、分権の議論をいろいろ進めている。やはり、それが進めば、国の出先であれ中央省庁であれ、それは当然、再編されざるを得なくなるわけですので、ですから、むしろやはり分権型の国家を目指すんだというところが、私としては、国民にもわかりやすい考え方ではないのかなと。それは、今、欧州も含めて、やはり分権国家というのが一つのグローバルスタンダードみたいな動きがありますので、そういう流れに沿って議論し、考えていくという方が、やはりかなっているのではないかなということです。
- ○堺屋委員 もう一遍、伺いたいんですが、「分権型国家」というのと「地域主権型道州制」というのは、対立概念とお考えですか。それとも、同じところへ行くと。ちょっと、鎌田委員の御所見を。
- ○鎌田委員 対立しているとは、私も考えておりません。この案文を拝読すれば、対立するような形では書いていないので、ただ、「地域主権型道州制」という言葉として提案しても、それは国民にどの程度理解されるのか。これを一々また説明しなきゃいけないようなところもあるのかもしれませんし、特に危惧するのは、「地域主権型道州制」を全面に掲げることによって、分権を進める、「分権型社会」を実現するんだという視点が、むしろ何か、ないがしろというわけではないですけれども、「あっちよりこっち」みたいな、そういう書かれ方、考え方があるとすれば、やはり私としては、「分権型社会」の実現であり、「分権型国家」を目指すんだと。それは、やはりゴールであり目標だと思いますの

で、そういうことを堂々と掲げた方が、むしろすっきりするのではないかなということです。

- ○堺屋委員 おっしゃることは、要するに、わかりにくさの問題ですね、それは。
- ○金子委員 いや、違う。憲法の問題なんです。
- ○江口座長 どうぞ。
- ○金子委員 私は、やはりそれをこっちの方の13ページに従いまして、鎌田さんと同じ考えの下に修正を入れております。それは、地域型主権をつくるためには、憲法改正が要るんです。現行憲法の下においては、地域主権というものは確立できないんです。それは、あくまでも国家の主権でありまして、その中で地域が動くしかない。日本国憲法の中では。ただ、それを文学的に「地域主権型」という字がついているので、黙って容認しているだけの話で、法律的には地域主権というものは、憲法改正をしなければ確立できないものです。

したがいまして、鎌田委員がおっしゃるように、やはり分権です。あくまでも分権です。 国家主権の分権です。しかも、それも最高機関たる国会が、一歩退くという形で容認して くれなければいけないわけです。そうでない限り、地域主権ということを唱えたところで、 実質は国家主権の中の一部にしかすぎない。

○江口座長 ありがとうございました。 河内山委員、どうぞ。

○河内山委員 座長が、前回、私どもが意見を出したことについて、真摯に受けとめていただきましていろいろと修文いただいたことに、まず御礼を申し上げたいと思います。

今日出ましたテーマの中で、鎌田委員の御発言と同趣旨でございますので簡潔に申し上げますが、ビジョン懇談会で基礎自治体の区割りまでを検討する専門委員会を設ける、これは基礎自治体の立場からは反対です。ビジョン懇談会の役割ではないというふうに思います。市町村合併が行われまして、まだその検証もいろいろなところで行われている最中でございまして、しっかりした総括はされておりません。今なお、まだ市町村合併を進めようとか、あるいは合併して直後のところもたくさんございますので、こういうビジョン懇談会で、道州制の議論の中で基礎自治体の区域の話まで出てきますと、無用の混乱を招くことだけが予測されまして、決して道州制のビジョンを議論するということにとって有益ではないというふうに思いますので、これを専門委員会に預けられることについては、私は反対でございます。

それから、何度ももう出ておりますが、財政調整については非常に議論が必要とされる部分でありますし、専門家の専門委員を設けられるということは、石井知事も御提言で言っておられますけれども、垂直調整を視野に入れないままで専門委員会に議論を預けるということ、これはやはりビジョン懇談会としてはとるべき態度ではないと思いますので、両論併記という形がよいのか、あるいは、今の道州間の話し合いだけで財政調整をするということについては、これは表現を改めていただければというふうに思います。

それから、最後ですけれども、今日の座長のお示しになったものの回収ということなんですけれども、今日欠席されている方にはペーパーが行くんですか。

- ○江口座長 来ていただいて、時間的に5日間か1週間ぐらい余裕を持って、ここで読んでいただくということで、送るということはしません。
- ○河内山委員 取り扱いの問題もあるのでしょうけれども、今日の議論だけで時間が足らない部分は、ちょっと私も一生懸命覚えて帰ろうと思いますが、意見をまた出させていただくとすれば、何かちょっと工夫いただければと思うんですが。これは、いろいろと……○江口座長 前回は、まだよかったんですけれども、今回はもう最終の最終ですから、だからとにかくマスコミとか外部に、これはまた修正しないといけませんから、中途半端な形で修正しないままでこれがまた出たりなどしたら、今度はこれがひとり歩きしてしまう。せっかく今日、皆さん方が言われた意見を入れようとしても、それが十分に外に反映されないということになって、誤解もされてはいけませんので、とにかく徹底したいというふうに思いますので、これは協力していただきたいと思います。
- ○江口座長 山東委員、どうぞ。
- 〇山東委員 私の方は、意見を申し上げる前に、今、資料回収の話が出ましたので、これ だけはちょっと先にお願いしておきたいというふうに思ったんです。

実は、前回も、やはりあらかじめ資料を配っておいてほしいというふうに言っているくらいのものが、その当日になって、10分前に来て読んで、しかも、それを後からまた終わってから回収だというようなことは、やはり……

- ○江口座長 これは、1時間前に来ていただいて、読んでいただいてということで、連絡 は行っていますよね。
- ○山東委員 ええ、もちろんそうですよ。もちろんそうですけれどもね。
- ○江口座長 この懇談会の席上でも、また10分間、とったわけですけれども、だから、 私の政治倫理観からして、大臣の前に世の中にこういうものが漏れ始めるということは、 大臣に失礼ではないかなという気が強いものですから。
- ○金子委員 それは、委員を信用したらどうでしょうか。委員が出さなければ出ない。
- ○江口座長 いや、信用できないですよ。日経新聞に載りましたから。
- ○山東委員 日経は昔から出ていますよ。
- ○江口座長 いや、日経新聞に載ってしまっていますから、それはちょっと、誰がどうい うふうなことをしたのか知りませんけれども、私としては日経新聞に出たということで、 非常にナイーブになっているということだけは御理解いただきたいということですね。
- 〇山東委員 最終的には座長にお任せしますけれども、ただ、防衛の機密でもないし、外 交の機密でもないし、こういうようなたぐいのことを、そこまでやるのかなというような 感じは、正直言って持ちますね。そういう感想だけを申し上げておきます。
- ○鎌田委員 今のことに関してだけ、発言させていただきたいんですけれども。
- ○江口座長 どうぞ。

○鎌田委員 私も、特に地域の多様な動きを期待しようというような視点から議論してきたと思いますので、やはり回収すると、後で提案するというようなことにも、かなり差し支えるのではないかと思うんですね。ですから、やはり金子委員がおっしゃったように、委員を信用していただいて、でないと、これは提案のしようもないのではないかという感じなんですけれども。

○江口座長 だから、鎌田委員は信用しますけれども、わからないということですよ、現 実、実際。

○金子委員 私は信用できませんか。

○江口座長 できますよ。金子委員も信用できますよ。皆さん、それぞれ信用していますけれども、結果的に実質、漏れているわけですから、これは誰かが何かしなければ、漏れていないはずですから、だから、そういうことからすると――悪意ではないと思いますよ。善意だと思うんですけれども、だけれども、そういう形でも外に出る。とにかく、私としては、増田大臣がおいでになって、申し上げるのもなんですけれども、やはり大臣に最終的な中間報告を出すまでは、やはり。それから漏れるのは、もう自由だと思うんです。漏れるというか、社会に出回るのは当然のことだし、それはそれでよいと思いますけれども、それまではきっちりとどめておきたいというのが私の気持ち、それが大臣に対する礼儀ではないかというふうに思っているということです。

○堺屋委員 これは、難しい問題で、公務員改革のものが原案で出たんですよ。そのときに、本意と違う非常に誤解した解説をつけて出したんですね、誰かが。それで、大変この誤解をいまだに解けないでいるんですよ。だから、それがなければいいんですが、おっしゃるように、これを持って帰って熟読玩味したいところなんだけれども、どうしますかね。○金子委員 それならば、今この段階で、変えるべきところは変えると、はっきりきちっと決めていかなければ。何も決めないで曖昧なままで、「さあ、どうなるかわからぬ」みたいな、最後にこう出た、まるで委員と意見が違うと、これでは困る。

○堺屋委員 だから、決めるのはいいですけれども、時間をかけてやったらいいと思いますが、それでも、やはり持って帰らぬことにはという人もいるでしょうしね。今、2時間を3時間に延長してやってもよいのだけれども、その程度ではという人もおられるでしょうから、これだけ厳格にやったら、皆さん、きちんと守ってくれるかな。どうだろう。

本当に、この前の公務員改革のときは、そのものが出ただけならいいんですよ。その中で、極めて誤解を呼ぶような解説がついて出たんですよ。これで、もうその誤解がいまだに解けなくて、どうしようもなく誤解されて、国会でも本文を読まないで、新聞だけ読んでいるやつが多いですからね。

その点、座長がこれだけ念を押されたら大丈夫といって、委員だけお持ち帰りいただく という手はいかがですかね。

- ○山東委員 いいのではないかという気がしますね。
- ○江口座長 それ以外……。

○長谷川委員 これは、マスコミの立場で言いますけれども、持ち帰ったら、必ずばれます、漏れますよ。漏れることを前提にしなければ、今の議論は成立しません。私は、取り扱いは、持ち帰る必要はないと思っています。やはりいろいろな別の審議会でもそうですけれども、この手のたたき台は、原則、持ち帰りは許しません。

ということで、これを持ち帰るというのだったら、必ず漏れます。私は、持ち帰ったら、 私が漏らすとは言いませんけれども、マスコミの立場では、当然漏れます。

○金子委員 ならば、ここで意見の決まらないところは、両論併記ということを決めてい ただきたいと思います。

○江口座長 それにつきましてですけれども、それは資料3の「道州制ビジョン懇談会 (座長私案)についての各委員の意見」ということ、これをネットでも公表しますし、それからまた大臣にも、必要に応じてこの意見を中間報告とともにお渡ししますので、それはそれでどの方がどういう意見をおっしゃっているかということは、世間的にも、あるいはまた大臣にも、おわかりいただけるようにいたしますので、ここで1ページ1ページやっていたら、恐らく12時も徹夜もなってくるというようなことなので、とにかく、いずれにしても回収ということにさせてください。お願いします、ぜひ。

どうぞ。

〇山東委員 私の意見は資料3の方の30ページのところに出しています。それで、国の形について十分議論していただきたいということなんですが、国の形というようなことを言っているだけでははっきりしないので、ここでは国全体の体制の問題であって、地方自治の問題ではないというふうに書きました。それで、県の合併を必要としない、ここを一つのポイントに考えたわけです。

それで、こういうことだと今回の報告自体とは、基本的にかなりぶつかるところが多いわけですけれども、私はもともと、山を1つ登るのにも、一つの道だけではなくて、二本、三本の道があるんだろうと思うんですね。早い方を選んでくれた方がよい。県の合併を通じて道州制を実現させていくというのも一つの方法でありますが、例えばまた、九州、近畿、東北といった地域に直接根差した州をつくる、あるいは州の前身になるものをつくる、そういうようなことでやる道ということと、一体どちらが早いのか、あるいはどちらがよいものができるのかということですよね。

私も最初は、県の合併を前提としてというのは、もう数年間、私の持論でした。道州をつくるのには、それが当たり前のことだというふうに思っていたわけです。

だけれども、それがなかなか実現にはほど遠いということを感じながら、別の道を考えるということになったわけですけれども、まず第1に、やはり県の合併というけれども、県の合併自体というものは、非常に混乱が多いですね。知事、あるいは議会議員の反対、それからまた住民の方から、県がなくなっては困るとか、その他、しきたりの違うような組織が一緒になって、とても大変だということがあるわけですけれども、そういう混乱が非常に多いというようなことは、その道を選んだ場合には、とても長く遠い困難な道のり

になるのではないかということが1つです。

それから2番目には、県というものは、やはり国の各省と同じように組織が劣化しています。だから、こういう劣化している組織、こういう古いしがらみを持ったままで新しい州をつくるのかねということなんです。せっかく州をつくるのであれば、もうちょっと理想的にちゃんとつくった方がよいということです。

それから3番目に、これはやはり県の体質の問題ということですね。今日は、いずれにしても、あまり普段言いたくないことも、ここまで来るとちょっと申し上げなければいけないかなというような気がするんですけれども、体質の問題というのは、マルドメ、マルマル・ドメスティックですよね。それは、仕事の性質からくるのでしょうがそういうことであるということは、内向きです。行政は非常に管理型であって、経営型ではないとか、そういうようなこともありますし、今、グローバリゼーションが叫ばれている中で、やはり海外へ企業を進出させたいとか産業を興したい、あるいは雇用を増やしたいというようなことの中で、私は、職員構成が、県の職員が主流になるような形でもって、果たして一体、グローバリゼーションの中で将来泳いでいくような体制ができるんだろうかというようなことを、非常に疑問を持っています。

そういうようなことで、私はやはり県の合併を前提としないというところが、一番大事なところだということであります。私の考え方は、それをもとにして、いろいろとそこに書いてあること、もうここは一々読み上げませんけれども、地方分権は、大いにこれは進めるべきです。けれども、これは道州制をつくるという問題とは別個の問題として考えるべきではないかということですね。

繰り返しますが、私の言っている道州制、あるいは州制度をつくるというのは、今も言いましたように九州とか近畿とか、そういう地域に根差した州政府をつくるという場合に、それの前身となるものをつくったらどうでしょうかということです。1つは「九州会議」というような、大臣、知事、指定都市の長等でもって構成するところの協議機関、それから2番目には、その大臣の下に「九州政策庁」とか九州政策計画庁とかというものをつくる。そして、その目玉は、現地に事務所を置くことと、それからそこに国と県その他自治体から、職員をフィフティー・フィフティーで出向させるということです。そういうようなことによって、だんだんにそれを拡大しながら州に近づけていくということになれば、国の方、大臣の方の意向も、それから県、自治体の方の意向も、そこでもって融合して、具体的な州の前段階ができてくるというふうに思っています。

そういうようなことですので、今回おまとめいただきましたものが、私が今申しました ものとは全く違うことになるので、これをそれこそ両論併記のような形で併記してくださ るのか。くださらなければ、私は、この案に対しては反対いたします。

○堺屋委員 この山東先生のあれを前もって見せていただいたんですが、非常に近いと思いますよ、この最終案と。

○山東委員 そうですか。

- ○堺屋委員 プロセスのところが違いますけれども、国の改革がまず先手だということは、 このかいておられる図も、非常にこれに近いと思います。
- ○山東委員 それは、座長に確認してみてください。
- ○堺屋委員 座長、どうですか。私は、プロセスのところはかなり違うけれども、国の改 革がまず最初だと言っておられる点では、全く同じだと思います。
- ○江口座長 そうなんですよね。ですから、まとめるときも……
- ○堺屋委員 分権論の先ではなしに国の解体というところで、全く山東委員のおっしゃる のと同じだと思いますよ、これは。
- ○金子委員 いや、ところが、そうおっしゃいながら、合併などというのが出てくるから おかしくなるんですよ。国の改革なら、合併はないんですよ。
- ○堺屋委員 合併は書いています?どこですか。
- ○江口座長 最後でしょう。
- ○金子委員 後の方で、やり方としてプロセスの中で、都道府県の合併が出てくるでしょう。都道府県の合併によって州をつくるのではないんですよ。
- ○堺屋委員 何ページですか。
- ○江口座長 プロセスにはないですよ。
- ○堺屋委員 ないですよ、それ。何ページに書いてあります?
- ○金子委員 いや、例えばそのプロセスの一番最後の(2)のところには、合併が出ていますよね。
- ○江口座長 27ページの特定広域団体のところには書いてありますけれども、それ以外 のプロセスのところには、それは書いていないですよ。
- ○金子委員 これがプロセスでしょう。具体的に言えば、都道府県を合併して州にするということでしょう。
- ○堺屋委員 いや、そうは書いていないでしょう。
- ○江口座長 道州制特区関係と。プロセスには書いていないです。書きませんでしたから。
- ○堺屋委員 それは違うのではないですか。都道府県を合併して州にするという発想ではない。全文を読むと、違うと思いますよ。国を改革して、州にすると書いてありますよね。
- ○江口座長 そうです。
- ○金子委員 しかし、前段階において、合併しなければ特定広域団体にはなれないという ことは、州のときには、合併でもう県がなくなっているという姿のところで、州をつくる ことになるわけですよね。だから、前段階においても、合併を言ってはいけないんですよ。
- ○堺屋委員 うん、そう思いますよ。
- 〇山東委員 「県に代えて」という表現は、なかったですかね。前にあったんですけれど も。
- ○堺屋委員では、取りましょうね、それは。座長に取ってもらいましょうよ。
- ○江口座長 何ページですか。

- ○堺屋委員 私は、それはなかったと思うんだけれども。どうも山東委員のものは、3日ほど前に見たときに、非常に近いという気が……
- ○金子委員 改革というのは、具体的に進んでいくのであって、上からどかんとビジョンがおりて、「皆さん、それに従いなさい」ではないんですよ。民主主義ですから、必ず下から動いていって、ある段階に達した段階で、上から「これで明日からやりますよ」ということが言えるようになる。そのプロセスづくりが重要なんですよ、民主主義の世界では。そのプロセスの中で合併が出てきたのでは、話にならない。
- ○堺屋委員 いや、だから、合併はどこに出ている?
- ○江口座長 合併はないですよ、合併は。
- 〇山東委員 青い方を、ちょっと見てください。青い方で2ページ、6.のところ、下から2行目、3行目、とにかく「都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」」をつくるということを言っていますよね。これは、もう合併を前提にしているわけですよ。そして……
- ○江口座長 要旨?要旨の資料1ですか。
- ○堺屋委員 そっちの方?
- ○山東委員 ええ、青い方。すみません。
- ○堺屋委員 この青いのではなしに?
- ○江口座長 資料1の方ですか。要点の方ですね。
- ○山東委員 すみません。資料1の方です。

資料1の2ページ、6.のところで、下から2行目に、とにかく「それを踏まえて都道 府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置する」ということが書いていますね。 それで、これは前には書いてあったんですけれども、今はどうですか。条例を盛んに言 っていますよね。それで、条例ということは、結局は地方自治体だから条例なんです。だ から、これは地方自治体だと言っているんですよ。

- ○堺屋委員 この資料1は、前回見たんですよ。今回のこの資料2とは大分違っていて、 資料2の方を読んでいくに、資料2の黒には、それは出ていないです。
- ○山東委員 ええ。だから、青いので読んでも同じなんですよね。
- ○江口座長 どこに書いていますか。
- ○堺屋委員 それは、座長におっしゃって、この資料2の黒版で、これが本文と書いてあるから、修正した後でしょう。
- ○江口座長 資料2は、本文の方ですね。
- 〇堺屋委員 もう一つ、金子委員のお話を聞きたいのは、下からというのは、国民の意見 としてという意味なのか。それとも、自治体で……
- ○金子委員 今、例えば、九州では九州協議会とか、あるいは関西では広域連合とか、また首都圏では首都圏連合とか、動きがあるわけですよ。その動き自体が、道州制を一斉実施する前の下ごしらえになっているわけですよ。その下ごしらえを何ら考慮せずに、無視

したまま実現プロセスを言うのは、実態に反する、こういうことなんです。

- ○江口座長 どうぞ。
- ○鎌田委員 今の関連なんですけれども、私も前回、この一番最後の前回の座長案であった広域連合のところに関して申し上げたかと思いますけれども、今、金子委員がおっしゃったように、要するに地域のさまざまな動き、むしろ非常にそれが重要だと思うんですね。関西広域連合の構想もそうですし、それから九州の戦略会議もそうですし、それからほかにも、今、それに次いでいこうという動きが出てきています。そういうところの動きを、やはり懇談会としては、きっちりフォローする。そういう地域の動きを見守りながら、もっとそれが広がるような書き込み、そういう考え方を入れたらどうか、入れる必要があるのではないかということを前回も申し上げましたけれども、結局、この案文全体の批判を、ちょっとさっきの言い方と違った形で言わせていただくと、国からの、いわゆる中央主導の道州制導入というような視点があまりにも強すぎる、貫徹されているのではないかなと。例えば、専門委員会で検討するとかというようなことがですね。

先ほど、金子委員がおっしゃったように、やはり地域で具体的な動きがあるわけですから、それはここでもいろいろなお話を伺っていますので、それをきっちり入れる、それをもっと支えるような取組をこれからしていくというのは、懇談会としては、これはもう当然だと思うんですね。そういう視点が欠けているというのは、私もこの案文に関しては、ちょっと問題が多すぎると思います。

○江口座長 ということは、黒ですけれども、27ページの(2)の特定広域団体のところに、九州連合だとか関西広域連合とか、そういうようなことを含めた内容にすればよろしいですか。

私が思うに、九州連合は、もう何年ぐらいやっているんですかね。今、九州連合というのは、連合構想で一生懸命やっておられるんですが、もう何年ぐらいたっているんですかね。

- ○芦塚委員 全部で議論したのは3年ぐらいですが。
- ○江口座長 それは、実質?
- ○芦塚委員 九州地域戦略会議として、すなわち九州知事会と各経済団体と一緒になった こういう検討は、3年ぐらいですね。
- ○江口座長 関西広域連合というのは、何年ぐらい前からやっているんですか。
- ○村上委員 自治体とこの議論を始めてから、もう足かけ4年ぐらいにはなっていますね。
- ○江口座長 それで、関西広域連合は、実質まとまり、まとめ、どのぐらいでそれが形成 されるんですか。
- 〇村上委員 一応、今、各知事も参加して委員会でやっていまして、この春、3月は無理かもしれませんけれども、6月ごろまでには具体案を、広域連合がどういう課題で可能かどうかという結論を出そうということで、今、広域連合は進めていますけれどもね。
- ○江口座長 それは、実施はどういう状態になるんでしょうか。関西広域連合の井戸さん

たちがやっていますよね。その成果は、関西広域連合として一つのまとまりを見せるような形で、例えば県境、府境を越えて活動を展開するという可能性は強いんですか。

- ○村上委員 ええ。十分あると考えていますけれども。
- ○江口座長 私は、関西にも住んでいますから、関西の知事の人たちとも会ったりするんですけれども、あまり関西広域連合が順調にいくとは思えないんですけれどもね。
- ○村上委員 まあ、いろいろあると思うんです。
- ○江口座長 知事の人たちがそれぞれ、集まったらどう言っているか知りませんけれども、 個々に会うと全く別のことを言ったりされるので、私もびっくりしているんですが。
- ○村上委員 いや、これはみんな、すんなりこういうものが済むということは、ないとは 思いますけれども、しかし、こういうことをテーマにみんなで議論するということが、行 く行くこういう地方分権とか、あるいは道州制につながっていくものになっていくと。
- ○江口座長 京都の山田知事でも、それから大阪の橋下知事でも、それから兵庫県の井戸知事でも、そういうことを話し合って、それで広域連合という一つの形でまとまるというか、まとめるという方向でいく、そういう動きがあるというのは大変よいというふうに私は思うんですけれども、実質的にそれが機能するかどうかについては、私は、井戸さんと個人的に会ったり、それから、橋下さんにはまだ会っていませんけれども、山田知事に会ったりして、個々に会うと全く別のことをおっしゃるということで、「大丈夫かな」と思ったりするんです。

それよりも、九州連合は割と一致しているというか、皆さん、同じようなことをおっしゃる知事の方が多いですね。

どうぞ。

○芦塚委員 九州では、やはり道州制導入が必要であるということで意見が一致しまして、 その制度設計、つまり国と地方の役割分担などは、今検討中ですが、ほぼ皆さん、今日こ こに載っているような、しっかりした「地域主権型」のものを期待しております。私ども は、国のこのビジョン懇談会で道州制のしっかりした形を出していただいて、そしてその 実現に向けてのロードマップを出していただきたい。その中で例えば地域協議会をつくろ うとか、基本法をつくろうとか、そういう前向きに進まれていくのを我々は期待しており ます。

そのレールに従って、私たちも地域としての意見を述べ、道州制導入も進めていきたいと思います。そのときに、今日のお話のような、まずきちっとした道州制の目指すべき姿を決め、それで国がちゃんとビジョンを決めていただき、そのロードマップに従って私達も進めたいと思います。この時、今日も金子委員や大久保委員から出ておりますプロセス論ですが、これは最終的な制度設計の姿が見え、その中のロードマップに近づくためのプロセスとして、お2人の意見を載せてもらってもよいのでは・・・。

ただ、これを使うかどうかということは、これから先の地区協議会ですか、その中で議論して、決めればよいと思います。

しかし、基本は、やはり道州制は全国一斉にやるのが一番理想的ではないでしょうか。 それはターゲットに置いておきながら、やはりいろいろプロセス論で、それに向かって進 む道はいろいろあるかもしれません。それは、今からの協議会、地区協議会で考えていく ものではなかろうかと思います。

○江口座長 ですから、これは2018年に、一応、道州制に移行するということが前提ですから、その間にそれぞれの地域が関西広域連合だとか九州連合だとか、そういうようなことでお互いに意思疎通をしていくというか、関係を強化していくという努力をしておいてもらうということは、非常にプラスになるというか、大いに道州制の前提として、そういう努力は効果的であるような感じが私もします。

宮島さん、どうぞ。

○宮島委員 大前提として、中間報告というのは、道州制導入の方向の途中としては、国 民へのメッセージというところがすごく大きいと思うんですね。また、先ほどお話にもあ りましたように、一般の国民が、この中間報告を全部読むことはないと思います。恐らく 皆さん、新聞記事やテレビ、もしくは非常に専門的な方でもうちょっと詳しいものを読ま れるということがせいぜいだと思うんです。だとすれば、メッセージがシンプルであるこ と、それから、これを読んだ新聞記者たちがどういうふうに書くのだろうということを、 一定程度、想像しながら、わかりやすいメッセージでなければいけないと私は思います。

重要なところが両論併記ですと、私の記事を書いた経験からは、「ああ、要するにこの 懇談会は何も決まっていないんだな」と理解し、テレビでは、それはもうニュースにしま せん。それは、細かいところや難しいところはいいんですね。例えば、先ほどの財源調整 が垂直か水平かとか、明らかに記者から見ても「難しいだろうな、これは調整が必要だろ うな」という点に関しては、両論併記も十分よいと思うんですけれども、そもそもの理念 であるとか、これが何を目指しているかというところが両論併記であったら、恐らく記者 は書く気がなくなるだろうと思います。

私自身が、ずっと参加していまして、結論が出たような出ないようなで、両論併記になると難しくなるなと思いますのは、先ほど鎌田委員からの御意見でありました「地域主権型国家」と「分権型社会」です。この言葉が違うのかどうか、両論併記すべきものかどうか。私には違いがちょっとよくわかりません。そうでなくてもこの道州制懇談会が始まったときに、「今までやっている地方分権とどこが違うのか」という質問をたくさん受けました。私の頭の整理では、地方分権というのは、あくまで中央は残っていて、強固な権力がそのままあって、少しずつ権利をもらうにすぎないと。道州制はそうではなくて、もうもっと根本から、特に中央政府を変える形でやるんだという理解なわけです。

ところが、もしも、この報告で、そこの部分が両論併記で、「分権型社会と地域主権型 国家と両方の考え方があります」というふうに出たら、恐らくこの会議に参加していない 記者の立場だったら私は理解ができなくなり、この懇談会の向かっている方向がわからな くなるのではないかと思います。 ですから、そこの部分は、もしも生煮えなのであれば、もうちょっと詰めてどっちかにしないと、報告としては厳しいかなと思います。

- ○江口座長 どうぞ。
- 〇鎌田委員 「地域主権型国家」ではなくて、「地域主権型道州制」と「分権型国家」で す。
- ○江口座長 金子先生、すみません。皆さん、手を挙げておられますので。 篠﨑委員、どうぞ。
- ○篠﨑委員 私の方からは、26ページの……
- ○江口座長 黒ですね。
- ○篠﨑委員 はい。黒の26ページ。
- ○江口座長 資料2の黒の26ページ。
- ○篠﨑委員 上の方ですが、道州制基本法を制定した上で、内閣には検討機関を設け、各地域には道州制実施組織を設けるというふうに書いていただいております。この前段、前提として、基礎自治体や道州の組織等、地域が自主的に組織を形成するなど、地域の自主性を重んじるということを前段の方で書いていただいておりますが、ここで、検討するのが内閣であって、地域は実施だということになりますと、私はちょっと道州制基本法から先のプロセスの中では、イメージが違うんですね。

何かといいますと、基本法が出た後、本来は地域がそれぞれに検討して、その検討を中央の基本法とつき合わせながら、調整しながら、これで全国の道州制の大きなフレームとして共通のところ、それから地域の個性に任せるところというふうに仕分けがされて、全体像が決まってくると思っております。そういう意味では、地域に極めて主体的な検討機関が必要だと思っております。そのように、前にもペーパーで出させていただいたかと思います。そういう意味で、ここのところのプロセスの問題について、少し御考慮、御検討をいただきたいと思っております。

それから、もう1点ございまして、先ほど村上委員からも、広域連合についてのご意見が出ておりますが、私は、関西が広域連合をやりたいからというのではなくて、非常に重要なのは、この中間報告が出ましてから最終報告までに、2年間、時間があきますよね。この2年というのは、移行までの10年のうちで大変大きな意味を持つものだと思っております。そういう意味では、地域が今、それぞれ国から権限を移譲されて、一生懸命、道州制ではないですけれども、地域主権型社会をつくっていこうとするトライアルを、できるだけ促進するような書き方をしていただきたいと思っております。

そういう意味では、いろいろなプロセス論の中に、道州制社会に向かっていく多様な道筋、選択肢を多く残しておいていただきたいと思っておりますので、関西が広域連合に取り組もうとしているからというためだけではなくて、そういう多様な道筋の一つとして、3の府県でなくて2府県での合併でもよいというならば、広域連合もぜひ付け加えて書いていただきたいと思いますし、その他の可能性も、ぜひ先ほどの27ページの……

- ○江口座長 27ページですね。要するに、元に戻せということですね。
- ○篠﨑委員 はい。
- ○江口座長 私が削ったところを、元に戻して。
- ○篠﨑委員 そうです。その2点をお願いしたいと思います。

特に、私は、この中間報告は、そういった地域が主体的に主権を持って頑張っていく社会づくりをこれから始めるんだというメッセージになりますので、そういう意味で、単に関西に広域連合ができる、できないではなくて……

- ○江口座長 要するに、2018年に道州制が実現するまで、それを実行・充実させるため に、そのプロセスで広域連合をずっと形成していくという……
- ○篠﨑委員 広域連合を、その特区というものを充実していくという方向の中に、お書き いただければと思っております。
- ○江口座長 ということですね。九州連合も同じことですね。九州もそうですね。
- ○芦塚委員 特区をお願いするかどうかは、ちょっと別にして。○江口座長 ええ、別にして、九州連合として一つの固まりというか、できるだけ相協力していく、そういうシステムとか雰囲気というものを醸成していこうと。そしてそれで、この案でいけば2018年、道州制移行ということであれば、それまでに九州連合というような状況というものを、よき状況に育てていこうということですね。

どうぞ、篠崎さん。

- ○篠﨑委員 それで、私は、座長私案についての意見を出させていただいているんですけれども、ちょっとこの資料に入っていないので、事務局の方からまた座長の方にお渡しいただきたいということをお願いしておきます。
- ○江口座長 広域連合、削ったのがまずかったかな。 では、川口委員、どうぞ。
- 〇川口委員 中間取りまとめが、今回の会議の目標ですから、私もその後の実現可能性を、極力考えながらアウトプットしていくことが必要だと思うんです。そういう意味で申し上げますけれども、私は税財政問題が一番問題だなと思っていましたが、それは専門委員会で検討されるということですから、その場で十分検討されて、実現可能性が証明されればよいと思います。

もう一つは、やはり金子委員も問題提起されましたように、今までのプロセス、北海道で始まっている特区とか、ほかにも九州や関西で進んでいるプロセスを、上手に使っていくかどうか、つまり評価していくかどうかが問題です。そこを、一遍白紙からやろうと考えるのと、評価しながら軟着陸的に改革していこうというのでは、かなりニュアンスが違ってくると思うんですよ。ですから、その部分は両論併記とかそういうことではなくて、今回の中間取りまとめには、やはり鮮明にうたっておくべきだと思いますので、ちょっと申し上げておきます。

○江口座長 篠﨑委員の指摘について、また芦塚委員の提案についても、川口委員も同じ

ところですよね。確かにそうで、その辺は前向きに考えて……。 どうぞ。

○堺屋委員 ちょっと今、重要なことは、今までの動きを評価するということと、それで、それが世論の盛り上がりとして大変重要だと、これはもう皆さん、一致していると思うんですよ。その系統で道州制ができるのか、道州制は国家改革という山東委員の意見、そしてここに書いてあるのは、国家改革から始まる、だから、大いに今、盛り上がっているから国家改革の方へ行くんだというふうに見るか。そこは、おっしゃるようにどっちかに絞らぬことには、道州制は国家改革であるというのか、それとも府県合併がずっと続いてそこへ行くと見るのか、これははっきりしておかぬといけないと思います。大いに盛り上がっているという世論として、あるいは現実の動きとして評価するのは、皆さん、誰もやぶさかではないと思うんですけれども、その先に道州制があるかどうかというところは、もうはっきり、これは国の改革だという今の山東委員のお書きになっているスタイルが必要だと思いますね。

○江口座長 山東委員は、何か御自分のは入れられていないとかということを言われましたけれども、私も堺屋委員と同じように、随分参考にさせていただいたつもりなんですけれどもね。何か、全然入っていないなんてさっき言われて、私の方は……。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 今まで皆さんの言われたことに、私は全部賛成で、それを踏まえた上で、私の意見を出しているわけですよ。つまり、ちまたにそういう機運ができてきて、それらが凝って、最終的に国家大改造に向かうことができるというのが民主主義であって、したがって、そのプロセスを無視して、ビジョンだけ国がつくり上げる。国の専門家たちがつくり上げた案を、上から基本法でどんとおろして「者ども従え」と、これはないだろうということは、もう当初から申し上げているんです。

今の堺屋委員のお話ですけれども、国家改造なんですよ。

しかしながら、その国家改造は、この21世紀においてやるには、20世紀や19世紀と違って、やはり国民の中にその合意が――ある程度ですよ、全部はいきっこありませんけれども、ある程度の合意ができてきた段階に、国からどんと落としていくということが必要なのであって、両方の攻めがないと、この大改革はできないだろうということですね。

その両方の攻めを具体的にやるためには、皆さんおっしゃっておられるように、今まで努力してきているものを評価し、そしてその上に、百尺竿頭一歩を進めるといういろいろな改革、提言を込めていくということが重要なんです。

そうしますと、今、欠席なさっていますけれども、高橋はるみさんから出ている意見、36ページにありますが、ここでも、要するに「現実を一歩一歩改革して前に進めていく努力も必要。こうした観点から道州制特区を一層活用すべきであり、特定広域団体からの提案を政府は十分に尊重して取り組むほか、関西や九州など積極的な取組を行っている地域を支援する運用方法を検討すべき」、こうおっしゃっているわけですよ。全く賛成なん

です。私も、初めからこれを申し上げているんです。

こういう観点を、この8. 以降に入れておくならば、両論併記の必要はない、それで結構ですが、入れていないから、両論併記しなければ国民が誤解してしまう。先ほどの宮島委員のお話ではありませんけれども、「何だ、また前の1960年代と同じか」ということになりかねないんですよ。そこを心配して言っているということを、どうぞ御理解いただきたいと思います。

- ○江口座長 どうぞ、村上委員。
- ○村上委員 先ほど、堺屋委員から言われたことで、私も念のために、今、金子委員もおっしゃったんですけれども、ぜひ広域連合について御理解をいただきたいなというふうに思いますのは、やはり広域連合を関西で取り組んでいるのは、何も道州制を前提としてやっているわけではないわけでございまして、広域連合というのは、現行、自治法の中で、要するに中央に必要な権限を要求できるということもございまして、地方分権の手だてとして、広域連合をやろうとしているわけですね。

ですから、何もこのままいったら道州制にいくなどということは考えていないわけです。だから、地方分権の、これはしかし、国から権限をもらうということがどれほど難しいことかというのを、これはやはりいろいろ試行錯誤しながら、すったもんだしながら、それで世論を盛り上げていくという一つの手だてだというふうにも考えておりますので、そういう意味では、我々はこういう前段階の動きが大変大事なことであると。道州制を導入するにも、将来、この道州制で権限移譲というのがどれほど難しいことかというのを、やはり実体験で我々はやっていこうという動きだというふうに御理解いただいた方がよろしいわけで、そういう意味では、堺屋委員が言われたように、これはやはり国のあり姿の変更で道州制を実現するしかないというふうに思いますけれども。

- ○江口座長 堺屋先生、どうぞ。
- ○堺屋委員 山東委員も、今、おっしゃったように、全部やはり、現在の世論は、それは 大事なんですよ。幕府を改革しようという世論が盛り上がっている。だけれども、最後の 明治維新は、幕府をつぶすということなんですよね。

だから、今の世論を大事にする、それから、いろいろな方がやってこられた努力を大事にするということと、道州制を入れる一番のポイント、これはやはり国家改革だと。だから、下から世論が盛り上がって起こるのは国家改革だと、これははっきりしておかぬといかぬと思うんですね。そこを、何か府県合併の先に道州制があるようなことと混同しては、やはりまずいと思います。そこは、はっきりするところですね。

- ○江口座長 どうぞ。
- ○芦塚委員 九州も、全く同じ考えでございます。政策連合を、今、やっていますけれど も、これは道州制に向けてというわけではありません。
- 〇長谷川委員 さっきかかって、結論が出ていないんですけれども、鎌田さんのおっしゃった「分権型国家」と「地域主権型道州制」、これは、僕は同じように聞こえるんですけ

れども、違うとお考えなんでしょうか。

つまり、僕は「分権型国家」という言葉を入れてもよいなとすら思っていて、その具体的な形が「地域主権型道州制」であって、見出しとしたらどっちがわかりやすいかといったら、短い方がわかりやすいなという感じはしているということと、ただ、1点、「分権型社会」というのは、これはちょっと違うなと。「国家」と「社会」はやはり違う。「社会」というのは人々の関係であって、「国家」というのは人々のガバナンスの仕組みだというふうに私は理解するので、「分権型社会」というと、ちょっとニュアンスが違うと思います。

○鎌田委員 ですから、「分権型国家」が目標で、それが実現すれば、その中の社会とい うのは「分権型社会」になるわけですね。ですから、確かに同義的な意味合いであるのは そのとおりです。

ただ、「地域主権型道州制」だけの表現だと、むしろ「国の目標として分権型国家をつくるんだ」というところが、少し後ろ向きになりはしませんかということを申し上げているんです。

- ○長谷川委員 座長のお考えを聞きたいんですけれども、私自身は「分権型国家」という 言葉がどこかに入っても、座長の考え方と矛盾はしないと思いますけれども。
- ○江口座長 「分権型国家」という表現でもよいというふうに、私も思わないでもないですけれども、「分権」という言葉があまりにも手あかにまみれて、その「分権」という言葉だけで、古色蒼然としてくるのではないかというイメージですよね。だから、新しい国家体制、国をつくっていくというようなことからすると、やはり新しいイメージを持たせるというか、感じてもらうということの方が重要ではないか。「また分権国家か」ということで、国民は乗ってこない。先ほど、宮島さんが言ったとおりで、いかに国民がこれを理解し、そしてこれに取り組んでもらうかという工夫が必要だというふうに、私は思っているということですね。
- ○鎌田委員 「分権型国家」という言葉が手あかについているとは、私は思いません。 「分権型国家」という言い方自体は、ごくごく最近の言葉です。
- ○江口座長 いや、違います。
- ○鎌田委員 「地方分権」というのは、これはもうかなり前から議論されてきていることは事実です。ですから、それがこの案文に、御指摘のように道半ばであることはそのとおりですので、ですから、そこの受け取りようが、江口座長と違うのかもしれませんが、私はやはり「分権型国家」というのは、国としての目標であり、ゴールであると。ただ、

「地域主権型道州制」というのは、目標ではない、ゴールでもないと。つまり、堺屋委員がおっしゃっているように、国の形をどうするというときに、「地方分権型国家」というのは、これはもう国全体を含むわけですから、それに向かってさまざまな動きをやるということです。

○江口座長 「中央集権体制」に対する「地域主権型道州体制」なんですよ。だから、国

の形が、今、中央集権体制になっているわけですよ。だから、「中央集権」の反対用語は、「地方分権」ではないんですね。中央集権の中で、地方分権は行われているわけです、今。 〇金子委員 それは違います。法律上の言葉と、社会的な言葉、文学的な言葉の違いとの違いなんです。

○鎌田委員 その違いなんです。つまり、江口座長がおっしゃる意味合いというのは、私もわからないわけではないです。金子委員のお言葉をおかりすれば、文学的に表現する、あるいは気持ちをあらわすという意味でいえば、私もそれについては全然異論はありません。

○江口座長 文学的でも気持ちでもないんですよ。要するに、性格をあらわすということなんですね。「連邦制型道州制」という人もいますし、だから、単に……

○金子委員 法律論でいきますと、「集権」の反対概念は「分権」なんですよ。だから、 中央集権体制をやめるということは、「分権型国家」なんですよ。

○堺屋委員 それは、大分問題がありまして、中央集権体制をそのままにして、それで分権国家にするというのと、今、山東委員がおっしゃっているし、この文案にも出ているような国の権限を限定するというのとは、すごく違うんですよ。だから、座長の言っておられるのは、国の権限を外交何とかかんとかに限定するという意味ですから……

○金子委員 私が言っているのは、行政学の言葉、専門用語なんですよ、「集権・分権」 というのは。

○堺屋委員 そうです。だから、専門用語として言うと、「分権」というのは、国が全部 持っていて、権限が分かれている状況を言うんです。それは、かなり明確な定義ですよ。

○鎌田委員 ただ、堺屋委員にこういうことを申し上げるのはあれですけれども、単一主権国家では、国権というのは1つなんですよ。ですから、それは、だからこそ分権が意味を持つわけなんですよね。

ですから、日本のように単一主権国家、つまり連邦制国家ではないわけですから、その中の目標というのが……

○堺屋委員 またそうなると、連邦国家の定義から説明しなければいけないんですが、連邦国家でないということは、ここに書いてあるとおりだと思いますよ。つまり、国の権限に道州が意見を反映しないというところでは……

○金子委員 堺屋委員がおっしゃるように、国家の権限を、分権でないという言い方に、 行政学では「分散」という言葉を使うんですよ、「分権」でなくて。

## ○堺屋委員 権限の分散?

○金子委員 分散ということは、権限は国に、つまり、統制力は国に残したまま、やる仕事だけを分散していくのを、「分散」というんですよ。現在、地方は大いに国の仕事をやっておりますけれども、それは「分散」されているのであって、「分権」ではないんですよ。だから、学者は、それを「分散」から「分権」へということで言っているわけなんです。

○江口座長 政治学でいうならば、Divided Sovereigntyという言葉がありますけれど も、「分割主権」なんですよ。だから、「分権」でもないし、「分割主権」なんですね、 政治学でいえば。

ですから、法律でいえば「分権」か、政治学でいう「分割」かという、また問題になってくるわけですけれども、これはやはり宮島委員が言ったように、国民にどうイメージづけするかという、そこのところも考えなければいけない。ただ単に法律論だけで……

- ○金子委員 だから、その「型」という形をつけて、「地域主権型」とおっしゃっているならいいんですよ。だから、「地域主権型」でいいんですよ、これは。
- ○江口座長 だから、法律論だけでまとめているというようなことを言っているわけでは ない。
- ○堺屋委員 「地域主権型」として、注釈で鎌田委員のおっしゃる話を入れておけばよいですよね。
- ○鎌田委員 ただ、金子委員がおっしゃったように、やはりこういう公的な懇談会が発するメッセージですので、確かにわかりやすいということも非常に重要なんですけれども、だからといって、文学的な曖昧な表現を全面に掲げるようなことでは、ちょっとまずいのではないかなということを申し上げているわけです。
- ○江口座長 文学的ではないですよ、鎌田さん。わからないな。
- ○堺屋委員 先ほど、河内山委員のおっしゃった、基礎自治体のことはここで触れない方がよいというのは、私は賛成ですね。基礎自治体は基礎自治体で考えるべきで、道州制の議論にこれを引き込むと、非常に複雑になりますから、基礎自治体のことは、基礎自治体の権力は強めるということはあっても、区画については全然触れない方がよいですよね。それはそう思います。
- ○河内山委員 それは、そうしませんと……
- ○金子委員 いや、それだけそうはいかないんですよ。

というのは、現実論としていかなければいかぬわけで、机上の空論をやるわけではないですから、我々の言っていることは実施されなければいけないわけですから、その実施するときに重要なのは、都道府県が現在あるんですね。あるんだけれども、これが3つに分解されるわけですよ。その第1部分は、基礎自治体に移るわけです。それから、第2部分は広域部分として、もし広域連合なりなんなり、そういうやり方をするとすれば、広域執行体というものを新たに創設して、そこに都道府県の広域部分が移っていくわけですよ。どうしても移せないものが、第3に残るんです、第3のものが。これは、最終的に道州制の中でどう扱うのか、あるいは府県を残して3層制、4層制にするのか、その辺のところは、十分、今後議論しなければいかぬ場所なんです。それがある以上は、基礎自治体にもその部分では、つまり、都道府県から基礎自治体にいろいろ事務権限が移っていって、都道府県が空洞化して、最終的には自然消滅、第3のものだけが姿に残るんだという現実論があるんですよ。だから、それを頭に置かなければ。

- ○河内山委員 それはそのとおりなんですが、私が申し上げたのは、区割りまでこのビジョン懇談会で示すようなことをやったら、混乱を招くだけで何の得にもならないということを申し上げたかっただけです。
- ○堺屋委員 権限の問題ではなく、区割りの問題は、また別途考えたらということですね。
- ○金子委員 だから、都道府県は合併ではなくて、最終的には自然消滅するんですよ。そ の段階を見極めて、国が一斉に道州制を発令するんですよ。
- ○山東委員 その消滅を待たなければいけないということはないでしょう。いずれにしたって、それは出さなくても、ちゃんと国の……
- ○金子委員 待つ必要はない。だから、残ったままになるわけですよ。だから、それはそ の段階で考えればよい。
- ○山東委員 国政機能を分割して、何かそういうふうに地方ができるということで。
- ○金子委員 そうです。全くそのとおりです。
- 〇山東委員 それで、県の方は、わざわざ合併しなくても自然消滅に向かっていくというなら、それはそれでもいいんですよ。だけれども、別問題。
- ○金子委員 進んでいくと、できると思います。ある段階へ来たら、国が一斉に道州制に するわけです。
- ○山東委員 それを待ってやるんですか。
- ○金子委員 いや、ある段階です。
- ○堺屋委員 もう一つ、提案ですけれども、これから中間報告を出して、本報告まで2年間丸々あくというのは、非常にこの道州制を進める上で支障になると思うので、小委員会の報告を1年後以内に出すと。ここに書いてあるように、区割りの問題と、それから財政の問題、この2つは1年以内に検討して答えを出して、それを含めて最終報告を2年以内に出す。こういう段階をつけて、皆さんがお忘れにならないようにした方がよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○江口座長 ぜひその方向で、私も考えさせていただこうというふうに思っておりました ので、そういう方向で進ませていただきたいというふうに思っています。
- ○金子委員 8項のプロセスの問題は、専門委員会をつくるんですか。それとも、つくらないで、ここで今日、決めてしまうんですか。
- ○江口座長 いや、これにつきましても検討させてください。
- ○鎌田委員 税財政のところの専門委員会ですけれども、冒頭に申し上げたかと思いますが、水平調整を前提にした専門委員会をつくって議論するというような書き方では、私はちょっと得心ができませんので、そこのところの書き方としては……
- ○江口座長 ということは、国の関与というか、国が入ってくるというか、直接ということに……
- ○鎌田委員 だから、岡山の石井知事がここに書いてあるように、「税財政問題について は外部の専門家も交えた小委員会を懇談会内に設置することを提案いたします」とありま

すので、こういう表現で全然問題ないでしょう。もし専門委員会をつくるということであれば、こういう表現でも全然問題ないと思いますが。

- ○長谷川委員 本文で、「水平調整」とか「垂直調整」という言葉は入ってきましたか。
- ○河内山委員 水平調整を意味することが書いてあると思います。「財政格差の調整は道 州間調整会議において行なう」とかですね。
- ○鎌田委員 もう前提になっているんです、それは。
- ○河内山委員 ですから、それは削るというか、石井知事が御指摘のように、道州の税財 政の問題については、限定をつけずに、議論を小委員会でされる方がよいと思います。
- ○江口座長 どうぞ。
- ○芦塚委員 さっきのプロセス論のところで、全部削るということですが、実は、青の方で30ページですが、やはり基本法をつくったり、検討機関をつくったり、そして導入時期云々、この辺はぜひメッセージとして、やはり前向きに進めていくビジョンの提案として、何か残していただきたいような気がするんですが。
- 〇江口座長 いろいろな意見があって、 $A \ge Z$ の意見があるから、私もこれからまとめるのに大変だなと、今、思っているんですけれども、今日いただいた御意見等々、参考にしながら、1回また最終の最終をまとめさせていただきたいというふうに思います。今いただいた議論を踏まえて、中間報告を取りまとめるということにさせていただきたいというふうに思いますが、最終的にはいろいろと皆さん方の意見を反映させるように最大の努力をいたしますので、私の方に一任させていただきまして、今月中、20日ぐらいになると思いますけれども、前後するかもしれませんが、増田大臣に報告するということについて、そういう状態で進めさせていただきたいと。もう議論を重ねても、甲論乙駁、あるいはまたA案とZ案が出てくるということ、これが延々とこれまた続くわけですので、ぜひ御一任いただきたいというふうに思います。

○堺屋委員 座長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、プロセスのところについて は、特に金子委員からお話を伺われて、プロセスのところですよね、問題は。

実は、そんなに違っていないと思うんです。今のところを評価しろという意見も、もう ごもっともだと思うので、ちょっと金子委員の意見を、座長がお会いになって直接聞かれ て、それでできるだけ入れるという形で、そういうことで御一任。いかがですか。

○河内山委員 今日、いろいろと新たな論点というか、まだ詰まっていないこともいろいろと意見が出ましたので、ぜひ、会議を開くということは不可能かもしれませんが、少なくとも今日の重要な論点については、修文をされるのか、されないのか。修正をされるのであれば、ちょっと丁寧に物事を進めていただいて、その上で御一任申し上げたいと思います。幾つか論点整理がまだされていない部分もありますし、先ほどの「分権型国家」の話だとか、あるいは多くの方がお話になったプロセス論ももちろんですけれども、税財政の話等々、幾つかありますので、ぜひそういう委員に、金子委員だけではなくて、重要な

点については、理解、納得の上で物事をお決めになった方が、今後の……

- ○江口座長 いずれにしても、問題のある場合、迷った場合には、それぞれの委員の先生 方にお話を伺いながらということにさせていただきたいと思います。
- 〇山東委員 1つだけ、これは意見で、ぜひどうということではないんですけれども、憲法改正を必要としないという建前をとっていらっしゃるけれども、一方で、内閣の方の行政権限を、かなりぐっと縛らなければできないことですね。そして、それにかわるものが道州で行われるというようなことになるわけですけれども、そういうときに、果たして憲法改正を必要としないというようなことでもっていけるのかどうかというあたりのところは、一応、再考しておいていただきたいと思います。
- ○江口座長 また調べてみます。どうぞ。
- ○鎌田委員 今日、かなり重要な、案文自体がかなり大幅に変更されていて、前回議論されていないことが、また追加されたりしているところがありますし、今日はかなり幅広く具体的な論点が出たことがありますので、それはかなりそれぞれにとって重要な論点だと思いますので、ここで御一任というよりは、やはり事前にもう一度、各委員に案文の内容がわかるような形、機会をぜひつくっていただきたいと思います。
- ○江口座長 もしなんでしたら、案文をつくって、場所を決めて、そしてそこで読んでいただくという形で、事前に意見を言っていただくという形にしてもよいかもしれませんね。会議を開いたり、懇談会を開いたりするということは、もう時間的に非常に無理ですし、大臣の日程とかその他、皆さん方の日程も、3月ということになってくると、3月20日というと、もうあと16日しかないわけですから、重要だと思いますので、いま一遍、早急にまた修正してみたものを、最終的に事務方に預けますので、事務方の方に訪ねてきてもらって、見てもらうという形にさせてほしいというふうに思います。
- ○金子委員 見たときに、思うようになっていない場合には、手を入れてもよろしいんで すね。
- ○江口座長 金子案ということで、手を入れていただいたらよいのではないですか。それ が、また最終的に私のところへ戻ってくるということで、またそれを見て、座長の立場と して検討させていただきます。
- ○金子委員 それでもし却下される場合には、両論併記に持っていきたいと思いますが。 ○江口座長 両論併記というよりも、さっきから申し上げているように、道州制ビジョン 懇談会中間報告についての各委員の意見を、これは全部添付しますから、金子委員がどん なことを言ったのか、あるいはまた、ほかの委員の人たちがどんなことを言ったのかとい うようなことは、ネット上で公開されますし、ですから、そこに一々両論併記しなくても、 本文とこれがネット上にも載りますし、大臣にも行きますから、御自分の意見が全然消え てしまうのではないかという御心配は、なさらなくてもよいというふうに思います。

いずれにしても、情報公開というか、そういう形で徹底してやりますから。

○鎌田委員 繰り返しで恐縮ですけれども、意見は意見として別にネットで公開するという、それも当然だと思いますけれども、案文の中に、今日、前回も含めてこれまでずっと議論してきた重要なことに関して、やはりぜひ報告に入れていただきたいというのが、我々──私、委員としての気持ちですので、そこのところを最後のところまでも……

- ○江口座長 「我々」というのは、誰ですか。
- ○鎌田委員 ですから、「私」と今、言い直しましたけれども、そこのところは、ぜひ最後のところで酌んでいただくようにお願いしたいと思いますので、懇談会を開くというのが一番よいと思いますけれども、ぜひその努力をしていただければと思います。
- ○江口座長 わかりました。そういうようなことで、どういうふうにしたらよいのかということは、先ほど申し上げましたけれども、それも含めて、一度、皆さん方に最終的な案をどう見ていただくかということを検討したいというふうに思います。

いずれにしても、両論併記ということについては、報告書の趣旨をわかりやすく一貫性のあるものにするために、反映できないものは、先ほどから申し上げているように、別紙として、またインターネットで載せますので、そういうことでお許しをいただきたいというふうに思います。

また、本日の御議論を踏まえまして、特にいろいろと問題点を指摘された点につきましては、またそれぞれの方に連絡、あるいはまた相談させていただくということにしたいというふうに思います。

○金子委員 もう1回、申し上げます。

インターネットに載せるのは、特定の人が見ることになるでしょうけれども、やはり答申として、「我々、この委員会が決めたのはこういうことですよ。中間に決まったのはこういうことですよ」という公式の見解を出される場合は、やはり私はこのプロセス論で、これだけ多くの方々が、合併ではないんだぞと。広域連合なりなんなり、ともかく地方のそういった動きと国の動き、それをドッキングさせるのが道州制特区推進法ですから、そういう既にあるものを活用しながら、徐々にこの機運をつくっていくという非常に大事なプロセスがあるにもかかわらず、それを無視してここに書かれないということであるならば、その点については、やはりマスコミの前で堂々と、「こういう方法は却下されたんだ」ということを申し上げなければいけないと思います。

- ○江口座長 申し上げて、金子委員が言われるのは御自由だと思いますよ。
- ○金子委員 私だけではありません。皆さんがおっしゃっていたことです。
- ○江口座長 それぞれの委員が言われるのは、自由だと思いますけれども。
- ○堺屋委員 ほかの人が、えらく変わっていたらまたびっくりするから、金子委員のおっしゃるのは、今のプロセス論、ここだけですね。
- ○金子委員 プロセス論だけです。その他の仮想空間については、一切、私はもう。
- 〇堺屋委員 鎌田委員のおっしゃるのはどこか、それを特定しておいていただいたら、座長とお話ししていただいて、その部分を変えても……

○金子委員 もう1回、申し上げます。

地域で、今まで非常に動きが出ています。首都圏でいうなれば、私も関係しておりますが、首都圏連合というものを具体化して、そこで首都圏 4 都県の広域部分を共同執行しようという方向に動きつつあります。

そうしますと、そういったものが道州制特区に認められれば、国に代表を送り込んで、 国との共同作業でそれをさらに進めることが可能になります。そういう動きをすることに よって、無関心でいた首都圏の人たちにも知らせるチャンスが非常に増えてくるというこ とも考えられます。

したがいまして、そういったプロセスを、せっかく政治家が苦心惨憺、努力して、不十分ではありますけれども、道州制特区推進法にまで来た。これが一番最新の制度ですから、この最新の制度を若干手直しすれば、非常に有効に作用する法律になる。

したがって、若干そこの手直しをしてそっちへ進むのが、最終答申の3年後、2年後の間に、既にその営みを進められるわけですから、そういう大事なことをこの中間答申の中に入れなければ、また仮想空間を単に提示するだけのことになりそうだと。そこを懸念しておりますから。

○江口座長 わかりました。

そうしたら、この資料 2、黒い原案をどう修正したらよいのか、ちょっと御連絡いただけますか。

- ○金子委員 ここへ出してあります。
- ○堺屋委員 金子委員の話は、プロセス論でわかりました。鎌田委員のおっしゃっているのは、プロセス論ではなしに、ほかですか。みんな聞いていて、どこが修正されるのかわからぬのは不安だから。金子委員のおっしゃっているのは、よくわかった。
- ○鎌田委員 だから、結局、それはこの文章を持ち帰らないと、ここをこういうふうな表現にとかというのは、ちょっと言いにくいです。
- ○堺屋委員 全面的ですか。
- ○鎌田委員 例えば、前回の議論では出てこなかった専門委員会での議論をするという税 財政の話だったり、それから区割りの話だったりというところもありますし、ですから、 どこだと言われれば、先ほど何点か申し上げましたけれども、それを、ではどうするとい うふうになると、これはやはり吟味して。
- ○堺屋委員 「どうする」は、座長とやっていただいたらよいのだけれども、ここはこの まま通ったと思ってみんな帰ったのが、後で変わっていたらびっくりするから、金子委員 のおっしゃるように、「プロセス論の部分です」と言われたら、それはやってくださいと、 こうなるけれども、全面的にどこが変わるかわからぬというのは、皆さん、やはり不安だ と思いますので。
- ○鎌田委員 ですから、懇談会を開いてくださいと言っているんですよ。
- ○江口座長 そうしたら、すみませんけれども、今週中に、どこをどう直すべきかという

ことで、それを提出してもらいましょうか。持ち帰りを、冒頭で、私の方はやめましょう ということを申し上げましたけれども、委員に限っては持ち帰り可にしましょうか。

- ○長谷川委員 ちょっと待ってください。持ち帰ったら、私、どこかで落っことしますよ、 きっと。
- ○河内山委員 ぜひお願いしたいと思います。
- ○鎌田委員でも、それがないと、思考というのができないので。
- ○江口座長 これをもとに……そうか。長谷川委員も、もう、悩むな、最終的に。
- ○長谷川委員 いや、それはそういうものですよ。持ち帰ったら、落としますよ。
- ○山東委員 では、あなただけ持ち帰らないことにしたら?
- ○江口座長 いや、それならよいのですけれども、経験上、必ずしもそうではないんです よね。

そうしたら、お手数ですけれども、ここに来て、手を入れていただく場所をつくって、 それで金子委員なら金子委員、鎌田委員なら鎌田委員で、そこで手を入れて、置いていっ てもらえますか。それを今週中にやっていただいたら、私の方は土日をかけて、それを参 考にさせていただきながら、また検討させていただくということに。いかがですかね。

- ○鎌田委員 だから、今言われたことは結構なんですが、そうすると、例えば私の場合だと、金子委員がどういうふうなところに関して手直しを申し入れられて、どういうふうに変わったのかというのは、わからなくなってしまいますよね。
- ○江口座長 それは、御自分の考え方で。
- ○鎌田委員 いやいや、だけれども、それはもしかしたら重大なことかもしれませんので。
- ○江口座長 それを言い始めたら、もう会議が終わらないんですよ。まとまらないですよ。
- ○鎌田委員でも、それは、やはり最後の調整としては必要なのではないですか。
- ○江口座長 だから、それはそういうと、まとまらなくなってしまうんですよ。
- ○堺屋委員 だから、金子委員はプロセスだとおっしゃっているから、プロセスの議論は 座長としていただいて、御両人の良識を信じる。
- ○江口座長 レポートを下さい。
- ○堺屋委員 全般だったらね……
- ○金子委員 起草委員会を分けますか。プロセスとその前と2つに分けますか。そうした ら、やりますよ。書きますよ、それは。
- ○堺屋委員 今さら起草委員会をやったらまたあれだから、金子委員のおっしゃるのはよくわかる。鎌田委員の部分がどこに散るかというのが、全面的書き直しになると困ってしまうから。
- ○江口座長 だから、金子委員、プロセス論についてペーパーを下さい。ここに……
- ○金子委員 私は、もう出してあるんです。ここに書いてあるんですから。
- ○江口座長 わかりました。では、これをもとに、また考えさせていただくということに しましょう。

- ○河内山委員 お近くの方はここに来ていただいて、協議会の方とか私も、そのことだけ のためにはなかなか。
- ○江口座長 来られないですよね。
- ○河内山委員 限定的で、絶対どこにも出しませんから、持ち帰らせていただいたらと思 うんですが。
- ○江口座長 持ち帰るとだめですよという意見もあるし、板挟みだな。
- ○河内山委員 だけれども、最後の一番大事な点は、材料がなくてというのは、なかなか難しいですよね。
- ○金子委員 各委員のこれだけ持ち帰ったらどうですか、それならば。これだけ、本文ではなくて。
- ○鎌田委員 やはり、これがないと、どこをどうするというのができなくなってしまいますよね。
- ○江口座長 どれ?
- ○堺屋委員 この資料2の黒は、持ち帰るよりしようがないと。
- ○鎌田委員 資料2ですね。
- ○堺屋委員 資料2のこの黒を、持ち帰りで。
- ○江口座長 長谷川委員?
- ○長谷川委員 いや、私は、この手のペーパーを持ち帰ったことは聞いたことがないです。 税調でも財政審でも持ち帰りません。こういうものは、普通は持ち帰らないものです。座 長に一任するものだと、私は理解しております。
- ○鎌田委員 ただ、長谷川委員は、ほかの審議会などでかなり経験がおありかと思いますけれども、私などのように今回初めて参加させていただいて議論している身からすると、要するに、国民に開かれた制度に関して議論しているわけですので、税調とかそういうのとは、ちょっとやはりレベルも内容も違うのではないのかなと。あえてこういう段階で、変に回収するというような必要性というのは、私はもう最初から、全くないというふうに理解しておりましたので、なおかつ、「こことここと、直していいよ」というふうにおっしゃっていただくのであれば、やはり慎重を期したいと思いますので、それは幾ら頭の中で「こことここは」というふうに考えても、やはり埒の明かないことではないかなと思います。
- ○長谷川委員 だから、私は、ここまで文章をまとめられたのは、座長の責任でまとめられたわけだから、これまでの御苦労を多として、私自身は御一任しますけれども、どうしても御一任できないというのであれば、座長がおっしゃられたように、それは労苦を惜しまず、この場において時間をかけて直したらいかがかというふうに思いますね。

持ち帰れば、これは公表ということなので、この会議が終わってドアを出た瞬間に、は っきり言って、オープンにしたのと同義だと。

○江口座長 わかりました。

そうしたら、すみません。手を入れたい方は、今日中にここで手を入れてください。手を入れて——ここは何時までいいんですか。

○鎌田委員 すみません。この後、私、別の予定がもう入っていますので、ちょっとそれ は不可能です。

○江口座長 それは、もう一人一人の意見を聞いていると、また14人いて決まりませんので、鎌田委員は鎌田委員で、それは予定があるんでしょうけれども、鎌田委員のために全部また同じようなことをするわけにもいきませんし、1人の意見で、あるいはまた少数の意見で、全部別のことをやるというわけにもいきませんので、それでなかったら、今、ポイントでも、あるいは修正でもしてもらって。

では、今日、ここは何時まで使わせてもらえるんですかね。

- ○鎌田委員 すみません。だから、私はもう始まって、もう遅れているものですから。
- ○江口座長 だから、1時間前に来てもらっているわけですか。
- ○鎌田委員 いやいや、ですから、この後の……
- ○江口座長 ここは、何時まで使えるんですか。
- ○鎌田委員 この……
- ○江口座長 鎌田委員だけの、もうこれはいつやったって、誰かが引っかかるわけですよ、 鎌田さん。
- ○河内山委員 座長、別に鎌田委員だけではなくて、それぞれ御都合もあるでしょうし、 一番最良の方法をお考えいただきたいんですけれども。
- ○江口座長 いや、もう、とにかくそうしてください。もう、そんな日を改めたり、あるいはまた持って帰ったりしてというようなことでは、やはりいろいろ問題が出てくるかもしれませんので、とにかく今日、意見をこの上に書き加えたいということでしたら、この場で、夜の12時でも使っていただいて、そして、書き込んだ資料を置いて帰ってください。

それで、でも時間がないというようなことであるとするならば、別のレポートか、あるいはまた、ここに書いてあるのをもう一度見てくれという形で、皆さん方の御意見をまとめてあるものを、そういうふうに言ってください。でないと、もうこんな20人もいるので、一人一人が全員一致する日にちもないし、あるいはまた方法もないんですから、御都合の悪い方は御都合の悪い方で、それなりの対応をしてください。そういうふうにしてください。

いずれにしても、本日お配りした中間報告は、今日中にとにかく回収させていただくというよりも、この部屋から外に出さないということにいたします。したがって、どうしてもここは手を入れたいというのだったら、この場に残っていただいて手を入れていただいたものを、置いて帰ってください。そういうふうにさせていただきたいというふうに思います。

今、もうこれで終わりたいと思いますけれども、お帰りになる方は中間報告書を、いず

れもその席に置いておいてください。直したいという方は残って、この場でこれから時間をかけて直してください。それで、時間がないという方は、御意見を、これだけ議論したわけですから、こういったところはこういうふうに直してほしいというようなことで、ペーパーを送ってください。そういうふうにします。

それでは、長いことおつき合いいただきましてありがとうございました。予定の時間を20分も過ぎてしまいましたけれども、そういうことで、手直ししたいという方は、お残りになって手直ししていただいて、用事があるという方は帰っていただいて、そしてレポートで、事務方でもいいですから、送り込んでいただくということにしたいと思います。本日は、どうも長時間にわたりありがとうございました。これで終わらせていただきます。

午後 7時23分閉会